

支給認定基準（保育の必要性の認定）について

1 支給認定（保育の必要性の認定）について

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）では、これまで保育所入所判定と一体化して行っていた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは別の手続として行い、「教育・保育の必要性の有無、保育は1日につき保育標準時間（11時間）の利用か、短時間（8時間）の利用か」などの認定を市町村が行い、認定証を交付することになります。

認定を受けた保護者は、ニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接、教育施設へ、保育の必要性がある場合は市町村へ利用を申し込むこととなります。

新制度における保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要性の認定）については、現行の町の条例（保育の実施に関する条例）とは異なります。新制度における基準は、国が定める基準に基づき、現行の状況等をふまえつつ詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。

2 認定の区分

年齢区分	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園 幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園 保育所
2号認定（保育短時間）			
満3歳未満	なし	認定対象外	-
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園 保育所 地域型保育事業
3号認定（保育短時間）			

認定の有無にかかわらず、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

保育が必要な場合でも、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園等を利用することはできます。

3 保育認定の基準について

これまで、保育の実施基準は、児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により、葉山町の条例で保育の実施基準を規定していましたが、新制度では、保育の必要性の認定にあたり、国が次の 3 点について認定基準を策定しています。

「事由」：保護者の労働又は疾病その他政省令等で定める事由

「区分」：保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分

「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

なお、国の検討においては、それぞれの基準等は、現行制度や各市町村の運用実態等を勘案しながら検討する必要があることや、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないように、留意が必要とされています。

4 対応案

葉山町では、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないと思われるため、基本的には国基準のとおりとします。

項目	国の対応方針	町基準案
保育の必要性の事由	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む） 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護） 災害復旧 求職活動（起業準備を含む） 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む） 虐待やDVのおそれがあること 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	国基準のとおり 会議で出た意見は、その他市町村が認める場合の運用方針の中で考慮します。

項目	国の対応方針	町基準案
保育の 必要量	<p>2 区分</p> <p>< 保育標準時間 > 1 日 11 時間まで（就労時間の下限は、1 週あたり 30 時間）</p> <p>< 保育短時間 > 1 日 8 時間まで（就労時間の下限は、1 ヶ月あたり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする）</p>	<p>国基準のとおり</p> <p>保育短時間の就労時間の下限は、1 ヶ月あたり 64 時間とします。（理由 1）</p>
項目	国の対応方針	町基準案
優先 利用等	<ul style="list-style-type: none"> ・調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待やDVなど、社会的な養護が必要な場合には、措置制度をあわせて活用する。 ・優先利用の例示は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等) 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 虐待やDVがある場合など、社会的養護が必要な場合 子どもが障害を有する場合 育児休業明け 兄弟姉妹(多胎時を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 その他市町村が定める場合 	<p>国基準のとおり</p> <p>現行の町の優先利用項目に反映します。</p>

(理由 1)

町内の母親の就労実態をふまえて、葉山町では、1 ヶ月あたり 64 時間を就労時間の下限に設定します（平成 25 年度に実施したニーズ調査結果では、パート・アルバイト等の就労実態・希望ともに、1 ヶ月あたり約 70 時間台となっています）。ただし、今後、必要に応じて、見直しを行う予定です。

保育の必要性の認定に関するこれまでの意見

葉山町の子ども・子育て会議で出た主な意見は、次のとおりです。

子育てが苦手というお母さんもいます。保育に欠けるわけではないが、本当に子育てが苦手で、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れる制度になってほしいと思います。

国が理解する「保育を必要とする」世帯像が、就労者中心というのは本当に残念です。葉山町ではその辺りも加味した「保育を必要とする」子育て世帯に寄り添える仕組みを構築できるとよいと思います。

保育が必要だと決めるときに、その他市町村が認めた場合があります。ここがすごく大切です。発達につまずきがあるとか、お母さんの子どもとの関わり方が大変だとか、体の調子がちょっと大変だとか、そういうものを市町村がどこまで認めていくのか。現在、その受け皿を民間が受けていることが多いです。これから、ここの幅がもっと広がっていくとよいと思います。